

別紙

諮問第754号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「現場の映像（全部）請求者本人の映像 H○. ○. ○ 時間○：○頃○○駅（○○線）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都交通局長が平成31年3月22日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

東京都交通局では、駅利用者の安全確保及び駅構内の秩序維持を図ることを目的に、都営地下鉄の駅構内に監視カメラを設置している。記録された映像データは、防犯用監視カメラの設置運用基準（平成16年3月15日付交通局電車部文書。以下「運用基準」という。）に基づき、一定の期間保存することや保存期間満了後は新たに映像を上書き録画し自動的に消去することなどを定めている（運用基準8④及び9）。

本件審査請求に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、平成○年○月○日に、審査請求人の親族から○○駅に対する問合せ（以下「別件問合せ」という。）があったことから、事実関係の確認に必要な範囲で駅務管理所長が保存期間の延長を決定したものであり（運用基準8②）、審査請求人以外の乗客及び通行人の顔等の情報が条例16条2号本文に該当することから、また、駅構内を常時記録している映像であるため、このような情報を開示することにより、監視カメラの死角等が明らかとなり、駅構内において窃盗をはじめとする種々の犯罪の実行が容易になるなど、駅構内の防犯対策上支障を生じ、都営地下鉄運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件対象保有個人情報は全体として条例16条6号に該当するため、

非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年10月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年1月14日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年5月20日（第215回第一部会）から同年7月15日（第217回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び非開示理由について

実施機関は、本件開示請求に対し、平成〇年〇月〇日〇時〇分頃に〇〇線〇〇駅において駅構内監視カメラで録画した全ての映像データを本件対象保有個人情報として特定し、本件非開示決定を行った。

本件開示請求に係る保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書によると、平成〇年〇月〇日時点で〇〇線〇〇駅に設置された監視カメラ全22台中録画機能を有するものは11台分であるが、録画された映像データは開示請求日時点において保存期間を満了していたため、本来であれば、11台分の映像データは自動的に消去される予定であった。しかし、事務局をして実施機関に確認させたところによると、11台分の映像データのうち3台分については、別件問合せ及びこれに関連して当該利用者が行った別件保有個人情報開示請求に応じるため、別件開示請求者が映り込んでいることを確認の上、保存期間を延長したとのことである。

実施機関は、本件対象保有個人情報として、保存期間を延長した3台分の当該映像データを特定したが、これは、当該別件開示請求者と当日行動を共にしていた審査請求人も同様に映り込んでいることを確認したとのことである（別件保有個人情報開示請求に関する審査請求（諮問第540号）は東京都個人情報保護審査会

答申第411号により答申済み)。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

運用基準により、監視カメラは、駅設備の状態及び駅利用者の流動等、駅構内の状況を継続的に把握することにより、駅利用者の安全確保及び駅構内の秩序維持を図ることを目的として設置すると定められている。

審査会が本件非開示情報を見分したところ、当該情報は、全般にわたり多数の乗客及び通行者の顔等が間断なく記録され、審査請求人並びに審査請求人以外の乗客及び通行人について、その容貌及び歩容の変化や動き等が流動的かつ一体的に映像化されていることを確認した。当該情報に記録されている顔等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、顔が識別可能な程度に記録されていない場合であっても、当該情報の記録された日時や場所等を特定した請求であることから、乗客及び通行人の外形的特徴等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があると認められる。このことから、審査請求人以外の乗客及び通行人の顔等の情報は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、本件非開示情報は、条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子